

和 市 民 第 149 号
令 和 7 年 8 月 5 日
(2 0 2 5 年)

各 位

和歌山市長 尾 花 正 啓
(公 印 省 略)

入居施設等へのマイナンバーカード出張申請事業の周知について

平素は、本市の戸籍住民基本台帳行政に格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

さて、標記のことのついて、令和6年12月よりマイナンバーカードは健康保険証と一体化し、「マイナ保険証」の普及が推し進められているところです。現在もマイナンバーカード申請について、外出困難等の理由による申請方法に係る問い合わせが寄せられています。

つきましては、市職員及び補助スタッフが施設等へ出向き申請を受け付ける出張申請を行いますので、ぜひこの機会に、入居者様のマイナンバーカードの申請をご検討ください。

※ 詳しくは、別添資料をご参照ください。

和歌山市役所市民課住民班
TEL : 073-435-1027

郵送で受け取りができる「マイナンバーカード」 出張申請窓口の利用をご検討ください



マイナンバーカードの申請が困難な方に向けて、施設等の団体へ出張申請窓口を開設しています。出張申請窓口では必要書類を提示していただければ、郵送でマイナンバーカードを受け取ることができます。

マイナンバーカードは令和6年12月より「マイナ保険証」として健康保険証と一本化されており、健康・医療に関する多くのデータに基づくより良い医療を受けることが可能になることや、本人確認書類として利用可能なこと、行政手続きのオンライン申請が可能なこと等、今後も利活用の範囲が広がっていくことが考えられます。ぜひこの機会にご検討ください。

【マイナンバーカードの出張申請】

ご依頼のあった施設等の団体へ市職員及び補助スタッフが訪問してマイナンバーカード申請の受付を行います。申請受付後、1か月半から2か月程度で入居施設等に簡易書留等で送付します。

＜実施期間＞ 令和8年3月まで

＜対象者＞ ・市内施設等に入居していて和歌山市に住民票のある方
・申請から2か月程度他市町村への引越しの予定がない方

＜申込条件＞ ・10名程度から受付（名簿は事前に提出）
・会場、机、イスの提供、電源の確保
・訪問時の駐車スペースの確保

※本人確認書類等持ち物の周知にご協力ください。

＜申込方法＞ 電話またはホームページから申込

TEL：073-435-1027

HP：市HP（ID：1045024）



右のQRコードから申込専用サイトにアクセス可能です。

（※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。）

こちらから申込専用サイトに
アクセスできます。

出張申請時に必要書類を持参していただければ郵送でマイナンバーカードを受け取ることができます。なお、必要書類が足りていない場合でも申請は可能です。その場合、完成したカードを市民課またはお近くのサービスセンターに受け取りに行く必要があります。ご本人がお越しになることが難しい場合は、代理での受け取りも可能です。

（必要書類）

- A 運転免許証または運転免許経歴証明書、身体障害者手帳など
- B 健康保険証、介護保険証、ワクチン接種証明書、老人優待利用券など

① A 1点：（例）運転免許証または運転免許経歴証明書や身体障害者手帳
＋ 回答書（※）

② B 2点：（例）健康保険証＋介護保険証 ＋ 回答書（※）

※市役所から申請者様宛に事前送付する資料です。

申請当日までに必要事項を記入していただきます。



担当課：和歌山市役所市民課住民班

TEL：073-435-1027

Mail：shimin@city.wakayama.lg.jp